

6 受初参高第 29 号
令和 6 年 8 月 7 日

各都道府県私立学校主管課長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の
学 校 事 務 担 当 課 長 御中

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）
田 中 義 恭
(公印省略)

通信教育連携協力施設設置認可にかかる施設所在地の所轄庁
への情報提供について（依頼）

この度、警察庁より別添のとおり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づき公安委員会が風俗営業の許可を行うにあたり、高等学校通信教育規程（昭和 37 年文部省令第 32 号）第 3 条に規定する通信教育連携協力施設の設置状況を当該施設所在地の都道府県を通じて正確に把握したい旨の依頼がありました。日頃より都道府県の圏域を超えて、通信制高等学校の指導監督に係る情報共有等は適宜行っていただいているものと認識していますが、警察庁から指摘されているとおり、所轄庁と異なる都道府県に通信教育連携協力施設を設置した場合等の情報共有が十分になされていない実態が存在することは、大変遺憾です。生徒が教育上及び安全上支障がない適切な環境で学習を行えるよう、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項並びに学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 23 条第 1 項第 11 号及び第 27 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、通信教育連携協力施設の設置等に係る学則変更の認可又は届出の内容について、当該施設が所在する都道府県に対して、情報の共有を確実に行っていただきますようよろしくお願ひいたします。また、警察庁に対しては、当省委託事業において私立通信制高等学校の通信教育連携協力施設の一覧をウェブ上に公開していることを伝達しているところ、引き続き各校の情報提供にあっては遺漏なきようお取り扱いください。

なお、当然のことではありますが、面接指導等実施施設のみならず学習等支援施設においても、教育上及び安全上良好な環境下に設置される必要があります。通信教育連携協力施設の設置にあっては、当該施設が風俗営業等を行う店舗の近隣に位置していないか等を含め、個別具体的な状況に照らして各所轄庁において十分に確認の上、適切に判断いただき、認可を行うよう重ねてお願ひいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付振興係
電話：03-6734-4111（内線 3563, 4679）
メール：koukou@mext.go.jp

警察庁丁保発第 100 号
令和 6 年 8 月 7 日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当） 殿

警察庁生活安全局保安課長

通信教育連携協力施設が所在する都道府県に対する通知について（依頼）

日頃から警察行政に特段の御高配を頂き厚く御礼申し上げます。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）において、公安委員会は、風俗営業の許可の申請に係る営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域（以下「営業制限地域」という。）内にあるときは、許可をしてはならないと定められております。

そして、政令で定める基準として、学校、病院その他の施設でその利用者の構成その他の特性に鑑み特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるもの（以下「保全対象施設」という。）を定めた場合には、当該保全対象施設の敷地から一定の距離の区域が営業制限地域として指定されることとなっています。

通信制の課程を置く高等学校の通信教育連携協力施設は、当該施設の利用実態によっては保全対象施設に該当する場合もあるところ、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 4 条第 1 項並びに学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 23 条第 1 項 11 号及び第 27 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、当該施設の設置等に係る学則変更は、実施校の所在する都道府県知事等（以下「所轄庁」という。）の認可又は所轄庁への届出がなされることとなるものと承知しております、当該施設が所轄庁と異なる都道府県に位置する場合、当該都道府県には通知されない場合があることから、都道府県公安委員会が自治体に照会しても当該施設の存在が把握できない場合があるものと認識しております。

そのため、通信教育連携協力施設の設置や廃止に係る学則変更の認可・届出について、当該施設が所轄庁と異なる都道府県に位置する場合には、所轄庁から当該都道府県に対して、当該認可・届出事項について通知することを促すようお願ひいたします。

担当
警察庁生活安全局保安課
風俗第二係 山成
電話 03(3581)0141 内線 3176